

令和4年7月市議会臨時会 教育厚生委員会資料

第91号議案 令和4年度長崎市一般会計補正予算（第5号）

目次

【3款 民生費 2項 児童福祉費】

説明書記載頁

1目 児童福祉総務費

民間保育所等副食費支援交付金（3.2.1）…………… P 1～ 2（P 14～15）

4目 市立保育所等施設費

市立保育所費運営費（3.2.4）…………… P 3～ 4（P 14～15）

市立認定こども園費運営費（3.2.4）…………… P 3～ 4（P 14～15）

5目 子育て世帯生活支援特別給付金費

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（就学援助等世帯分）

給付金（3.2.5）…………… P 5～ 8（P 14～17）

事務費（3.2.5）…………… P 5～ 8（P 14～17）

こども部

令和4年7月

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
14～15	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	1-1	民間保育所等副食費 支援交付金	千円 47,173

1 概 要

原油価格・物価高騰の影響で、民間保育所等の副食(おかず)における食材費が上昇していることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、民間保育所等に対して、食材費の上昇分を支援することで、保護者に負担を転嫁することなく、これまでと同等の栄養バランスや量を保った給食を提供するための対策を講ずるもの。

2 事業内容

(1) 対象施設:173 施設

- ア 保育所:73 施設
- イ 認定こども園:47 施設
- ウ 幼稚園:13 施設
- エ 小規模保育事業所:1 施設
- オ 認可外保育施設:39 施設

(2) 対象期間

- ア 1号認定子ども :令和4年9月～令和5年3月 ※8月は夏休みのため9月から対象
- イ 2・3号認定子ども:令和4年8月～令和5年3月

(3) 対象経費

原油価格・物価高騰の影響による副食費の上昇額

(4) 食材費の上昇額の考え方

- ア 市立保育所等における副食に含まれる分量(重さ)の構成割合

生鮮食品:49%	その他の食品:51%
----------	------------

イ 副食費上昇額

(月額/単位:円)

認定種別	市立保育所等における副食費	生鮮食品の上昇額※1	その他の食品の上昇額※2	副食費上昇額 (10円未満切上げ)
1号認定子ども	2,980	195	38	240
2号認定子ども	5,000	326	64	390
3号認定子ども	※3 7,150	466	92	560

※1 認定種別における副食費に構成割合(生鮮食品:49%)及び令和4年5月消費者物価指数(長崎市・食料)の前年同月比(生鮮食品:13.3%)を乗じたもの

※2 認定種別における副食費に構成割合(その他の食品:51%)及び令和4年5月消費者物価指数(長崎市・食料)の前年同月比(その他の食品:2.5%)を乗じたもの

※3 3号認定子どもにおける副食費は、保育料に含まれているため、副食費相当額となる

(5) 補正額 47,173 千円

施設別	認定種別	①延入所児童 見込数(人)※	②副食費 上昇額(円)	補正額(円) (①×②)
保育所	2号認定子ども	26,821	390	10,460,190
	3号認定子ども	22,702	560	12,713,120
認定こども園	1号認定子ども	13,584	240	3,260,160
	2号認定子ども	19,840	390	7,737,600
	3号認定子ども	14,451	560	8,092,560
幼稚園	1号認定子ども	7,751	240	1,860,240
小規模保育事業所	2号認定子ども	16	390	6,240
	3号認定子ども	48	560	26,880
認可外保育施設	2号認定子ども	1,816	390	708,240
	3号認定子ども	4,120	560	2,307,200
合計		111,149		47,172,430

※ 1号認定子どもは、夏休み期間を除く令和4年9月～令和5年3月の延入所児童見込数、
2号認定子ども及び3号認定子どもは、令和4年8月～令和5年3月の延入所児童見込数

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 47,173	千円 47,173	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(単独)

(参考)

認定種別	定義
1号認定子ども (教育利用)	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園又は認定こども園における教育を受けるもの。
2号認定子ども (保育利用)	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。
3号認定子ども (保育利用)	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
14~15	3 民生費	2 児童福祉費	4 市立保育所等 施設費	1-1	市立保育所費 運営費	千円 1,272
				2-1	市立認定こども園費 運営費	千円 296

1 概 要

原油価格・物価高騰の影響で、市立保育所及び市立認定こども園の副食(おかず)における食材費が上昇していることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することで、保護者に負担を転嫁することなく、これまでと同等の栄養バランスや量を保った給食を提供するための費用を増額するもの。

2 事業内容

(1) 対象施設 市立保育所(5施設)及び市立認定こども園(1施設)

(2) 対象期間

ア 1号認定子ども : 令和4年9月～令和5年3月 ※8月は夏休みのため9月から対象

イ 2・3号認定子ども: 令和4年8月～令和5年3月

(3) 食材費の上昇額の考え方

ア 市立保育所等における副食に含まれる分量(重さ)の構成割合

生鮮食品:49%	その他の食品:51%
----------	------------

イ 副食費上昇額

(月額/単位:円)

認定種別	市立保育所等における副食費	生鮮食品の上昇額※1	その他の食品の上昇額※2	副食費上昇額 (10円未満切上げ)
1号認定子ども	2,980	195	38	240
2号認定子ども	5,000	326	64	390
3号認定子ども	※3 7,150	466	92	560

※1 認定種別における副食費に構成割合(生鮮食品:49%)及び令和4年5月消費者物価指数(長崎市・食料)の前年同月比(生鮮食品:13.3%)を乗じたもの

※2 認定種別における副食費に構成割合(その他の食品:51%)及び令和4年5月消費者物価指数(長崎市・食料)の前年同月比(その他の食品:2.5%)を乗じたもの

※3 3号認定子どもにおける副食費は、保育料に含まれているため、副食費相当額となる

(4) 補正額(ア+イ) 1,568千円

ア 市立保育所費 1,272千円

(ア)2号認定子ども 390円×1,672人(延入所児童見込数) = 652,080円

(イ)3号認定子ども 560円×1,107人(延入所児童見込数) = 619,920円

合計((ア)+(イ)) 1,272,000円

a 当初予算額 302,565千円(うち需用費 56,190千円)

b 補正後予算額 303,837千円(うち需用費 57,462千円)

イ 市立認定こども園費 296千円

(ア)1号認定子ども 240円×273人(延入所児童見込数) = 65,520円

(イ)2号認定子ども 390円×314人(延入所児童見込数) = 122,460円

(ウ)3号認定子ども 560円×192人(延入所児童見込数) = 107,520円

合計((ア)~(ウ)) 295,500円

a 当初予算額 45,849千円(うち需用費 12,126千円)

b 補正後予算額 46,145千円(うち需用費 12,422千円)

3 財源内訳

事業名	事業費	財源内訳				
		国庫支出金 ※	県支出金	地方債	その他	一般財源
市立保育所費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
運営費	1,272	1,272	—	—	—	—
市立認定こども園費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
運営費	296	296	—	—	—	—

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(単独)

(参考)

認定種別	定義
1号認定子ども (教育利用)	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園又は認定こども園における教育を受けるもの。
2号認定子ども (保育利用)	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。
3号認定子ども (保育利用)	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
14~17	3 民生費	2 児童福祉費	5 子育て世帯生活支援特別給付金費	1-1	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 (就学援助等世帯分) (給付金) (事務費)	千円 284,170
				1-2		(276,000) (8,170)

1 概 要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食料品等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯のうち、国が実施する「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯・その他世帯）」の対象外となる就学援助費受給世帯及び同様の水準にある世帯に対し、生活を支援する観点から長崎市独自の給付金を支給する。

2 事業内容

(1) 対象児童

長崎市に住所を有する者であり、18歳に達した最初の年度末までの児童（一定の障害を有する場合は20歳未満）

ただし、令和5年2月28日までの間に出生した児童

※支給対象児童見込数	合計 5,520 人
ア 就学援助費受給世帯	
(ア) 小・中学生	2,700 人
イ 就学援助費受給世帯相当	
(ア) 未就学児	1,800 人
(イ) 高校生	1,000 人
(ウ) 特別児童扶養手当対象児童	20 人

(2) 支給対象者

長崎市に住所を有する者であり、次の支給要件のいずれかに該当し、かつ対象児童を監護している者。ただし、国の「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯・その他の世帯）」の支給対象者を除く。

支給要件

- ア 令和4年度分の長崎市就学援助の認定を受けている者
- イ 令和4年度分の長崎市就学援助の認定者相当の者

〈参考〉就学援助の認定基準

- (ア) 生活保護が停止または廃止された
- (イ) 市民税が非課税である ※世帯全員が非課税の場合に限る
- (ウ) 市民税が減免された（天災などによる減免）
- (エ) 個人事業税が減免された（天災などによる減免）
- (オ) 固定資産税が減免された（天災などによる減免）
- (カ) 国民年金の掛け金が減免された ※全額・4分の3・半額減免に限る
- (キ) 国民健康保険が減免された（天災などによる減免）
- (ク) 児童扶養手当を受けている ※児童手当や特別児童扶養手当は対象外
- (ケ) 生活福祉資金を借りた ※新型コロナウイルス感染症に伴う特例緊急小口資金は対象外
- (コ) 職業安定所登録の日雇労働をしている
- (サ) 世帯全員の合計所得額が下表の「合計所得額」以下で子どもを就学させるの

が困難な場合

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
合計所得額	2,222,000円	2,514,000円	2,802,000円	3,237,000円	3,781,000円

- (シ) 上記理由以外に、保護者の離職、長期療養や転職などによる大幅な減収、又は災害のため、子どもを就学させるのが困難な場合で、(サ)の認定基準額以下の状態と認められる場合。

【再掲】ただし上記に該当する場合でも、国の「子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯・その他の世帯)」の支給対象者を除く。

(3) 支給額

支給対象者に対して、対象児童1人につき一律5万円を1回に限り支給する。

(4) 支給方法等

ア 手続き方法

支給対象者は、申請書を子ども政策課又は各地域センター窓口へ提出する。

(郵送での提出も可)

イ 支給時期 令和4年9月上旬から、月1回支給

3 スケジュール（案）

事 項	R 4					R 5		
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	1 月	2 月	3 月
申請が必要な支給対象者への支給								
周知開始（対象者利用施設、イーカオ、LINE等） 7月下旬～	■							
申請書受付 【受付期間】 8月上旬～2月下旬	■							
支給 9月上旬以降（予定）		支給 ■		■		支給決定後、3月までに随時支給		

4 事業費内訳

項 目		予 算 額
給付金		千円 276,000
18 節 負担金、補助 及び交付金	ア 就学援助費受給世帯 (ア) 小・中学生 2,700人 × 50,000円	135,000
	イ 就学援助費受給世帯相当 (ア) 未就学児 1,800人 × 50,000円	90,000
	(イ) 高校生 1,000人 × 50,000円	50,000
	(ウ) 特別児童扶養手当対象児童 20人 × 50,000円	1,000
	計	276,000
事務費		8,170
1 節 報酬	会計年度任用職員（月額9月×1人、4月×2人） （日額20日×2人）	2,662
3 節 職員手当等	時間外勤務手当	3,119
4 節 共済費	厚生年金等	464
8 節 旅費	通勤手当	183
10 節 需用費	消耗品費（事務用コピー用紙ほか）、封筒印刷ほか	707
11 節 役務費	郵送料ほか	669
13 節 使用料及び賃借料	コピー機、タクシー借上料	366
計		284,170

5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 284,170	千円 284,170	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（単独）

【参考】給付金支給スケジュール

事 項	R 4	7 月	8 月	9 月	10 月	R 5	2 月	3 月
	6 月					1 月		
給付金								
ひとり親世帯 ^{※1} (児童扶養手当受給世帯) プッシュ型 6月30日	支給 ■					支給決定後、3月までに随時支給		
その他の世帯 ^{※2} (児童手当+非課税世帯) (高校生・公務員・家計急変者) 8月10日		支給 ■				支給決定後、3月までに随時支給		
就学援助費受給世帯等 9月上旬支給予定				支給 ■		支給決定後、3月までに随時支給		

※1、※2については、市長の専決処分済（令和4年5月16日付け令和4年度長崎市一般会計補正予算（第2号））

【参考】イメージ図

